

県道松山伊予線改築工事（古川拡幅）の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成26年6月25日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 県道松山伊予線改築工事（古川拡幅）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通省四国地方整備局長から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された県道松山伊予線改築工事（古川拡幅・愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通省四国地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・道路拡幅の必要性については、高校や小学校がたくさんあって通学に利用されていることが大きな理由ではないか。自転車歩行者道について、自転車と歩行者と一緒に通行する状況に問題はないのか。
- ・松山外環状道路ができると交通の流れは相当変わるのではないか。
- ・現況の混雑度については、現在の整備状況を踏まえて、比較することが妥当ではないか。